

樋門・樋管の操作要領

目次

第一章 総 則 (第1条、第2条)
 第二章 樋門の操作方法等 (第3条～第6条)
 第三章 洪水警戒体制 (第7条～第9条)
 第四章 雑 則 (第10条～第13条)
 附 則

担当出張所：那珂出張所
 住 所：茨城県東茨城郡城里町上坏 1005-2
 T E L：029-289-4671
 F A X：029-289-4672

第一章 総則

(趣旨)

第1条 那珂川水系那珂川、金井排水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、那珂川の洪水の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋門の操作方法等

(洪水時の操作の方法)

第3条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、樋門の川表量水標において測定した那珂川の水位（標高マイナス0.00メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）が28.00メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋門を操作するものとする。

- 一 那珂川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋門ゲートを全開にしておくものとする。
- 二 那珂川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋門ゲートを全閉にするものとする。
- 三 前号により樋門ゲートを全閉にしている場合において、樋門の川裏量水標において測定した雑排水路の水位（標高マイナス0.00メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川裏水位」という。）が川表水位より高くなったときは、これを全開にするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、川表水位が28.00メートル未満であるときは、樋門ゲートを全開にしておくものとする。

(操作方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、第3条及び第4条に規定する方法以外の方法により、樋門を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は、樋門を操作したときは、各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

なお、記録は原則として別表1に定める様式に記載するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第7条 所長は、各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 野口水位観測所において測定した那珂川の水位（標高22.041メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「那珂川水位」という。）が1.30メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるとき。
- 二 その他洪水が発生するおそれのあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
なお、関係機関は別表2のとおりとする。
- 四 その他樋門の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 所長は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

(点検及び整備)

第10条 所長は、樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、「河川管理施設等点検実施要領（案）」（平成元年3月31日付け、建関河管第32号、建関機第35号）により点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第11条 所長は、那珂川その他樋門を操作するために必要な事項を毎正時に観測するものとする。

(記録)

第12条 所長は、第6条に掲げるもののほか、樋門の維持管理に関する事項について、記録及び保存を行うものとする。

(所長への委任)

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この操作要領は、平成13年6月19日から施行する。

別表 2

通 知 の 相 手 方		
関係機関名	所属名	電話番号
常陸大宮市	消防本部	NTT 0295-53-1152 FAX 0295-53-2041

樋門・樋管の操作要領

目次

第一章	総 則	(第1条、第2条)
第二章	樋管の操作方法等	(第3条～第6条)
第三章	洪水警戒体制	(第7条～第9条)
第四章	雑 則	(第10条～第13条)
	附 則	

担当出張所：那珂出張所
 住 所：茨城県東茨城郡城里町上坪1005-2
 T E L：029-289-4671
 F A X：029-289-4672

第一章 総則

(趣旨)

第1条 那珂川水系那珂川、金井第二排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋管の操作は、那珂川の洪水の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋管の操作方法等

(洪水時の操作の方法)

第3条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の川表量水標において測定した那珂川の水位（標高マイナス0.00メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）が28.70メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 那珂川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開にしておくものとする。
- 二 那珂川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管ゲートを全閉にするものとする。
- 三 前号により樋管ゲートを全閉にしている場合において、樋管の川裏量水標において測定した雑排水路の水位（標高マイナス0.00メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川裏水位」という。）が川表水位より高くなったときは、これを全開にするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、川表水位が28.70メートル未満であるときは、樋管ゲートを全開にしておくものとする。

(操作方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、第3条及び第4条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は、樋管を操作したときは、各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

なお、記録は原則として別表1に定める様式に記載するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第7条 所長は、各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 野口水位観測所において測定した那珂川の水位（標高22.041メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「那珂川水位」という。）が0.60メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるとき。
- 二 その他洪水が発生するおそれのあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
なお、関係機関は別表2のとおりとする。
- 四 その他樋管の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 所長は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

(点検及び整備)

第10条 所長は、樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、「河川管理施設等点検実施要領（案）」（平成元年3月31日付け、建関河管第32号、建関機第35号）により点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第11条 所長は、那珂川その他樋管を操作するために必要な事項を毎正時に観測するものとする。

(記録)

第12条 所長は、第6条に掲げるもののほか、樋管の維持管理に関する事項について、記録及び保存を行うものとする。

(所長への委任)

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この操作要領は、平成13年6月19日から施行する。

別表2

通 知 の 相 手 方		
関係機関名	所属名	電話番号
常陸大宮市	消防本部	NTT 0295-53-1152 FAX 0295-53-2041

樋門・樋管の操作要領

目次

第一章	総 則	(第1条、第2条)
第二章	樋門の操作方法等	(第3条～第6条)
第三章	洪水警戒体制	(第7条～第9条)
第四章	雑 則	(第10条～第13条)
	附 則	

担当出張所：那珂出張所

住 所：茨城県東茨城郡城里町上坏1005-2

T E L：029-289-4671

F A X：029-289-4672

第一章 総則

(趣旨)

第1条 那珂川水系那珂川、大沢川排水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、那珂川の洪水の大沢川への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋門の操作方法等

(洪水時の操作の方法)

第3条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、樋門の川表量水標において測定した那珂川の水位（標高マイナス0.00メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）が30.40メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋門を操作するものとする。

- 一 那珂川から大沢川への逆流が始まるまでの間においては、樋門ゲートを全開にしておくものとする。
- 二 那珂川から大沢川への逆流が始まったときは、樋門ゲートを全閉にするものとする。
- 三 前号により樋門ゲートを全閉にしている場合において、樋門の川裏量水標において測定した大沢川の水位（標高マイナス0.00メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川裏水位」という。）が川表水位より高くなったときは、これを全開にするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、川表水位が30.40メートル未満であるときは、樋門ゲートを全開にしておくものとする。

(操作方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、第3条及び第4条に規定する方法以外の方法により、樋門を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は、樋門を操作したときは、各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

なお、記録は原則として別表1に定める様式に記載するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第7条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 野口水位観測所において測定した那珂川の水位（標高22.041メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「那珂川水位」という。）が1.00メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるとき。
- 二 その他洪水が発生するおそれのあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
なお、関係機関は別表2のとおりとする。
- 四 その他樋門の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 所長は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

(点検及び整備)

第10条 所長は、樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、「河川管理施設等点検実施要領（案）」（平成元年3月31日付け、建関河管第32号、建関機第35号）により点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第11条 所長は、那珂川その他樋門を操作するために必要な事項を毎正時に観測するものとする。

(記録)

第12条 所長は、第6条に掲げるもののほか、樋門の維持管理に関する事項について、記録及び保存を行うものとする。

(所長への委任)

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この操作要領は、平成13年6月19日から施行する。

別表2

通 知 の 相 手 方		
関係機関名	所 属 名	電 話 番 号
常陸大宮市	消防本部	NTT 0295-53-1152 FAX 0295-53-2041

樋門・樋管の操作要領

第一章 総 則 (第1条～第2条)

第二章 樋門の操作の方法 (第3条～第7条)

第三章 洪水警戒体制 (第8条～第10条)

第四章 雑 則 (第11条～第14条)

附 則

担当出張所：那珂出張所

住 所：茨城県東茨城郡城里町上坏1005-2

T E L：029-289-4671

F A X：029-289-4672

第一章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要領は那珂川水系那珂川、下伊勢畑排水樋管（以下「樋管」という。）の操作について、必要な事項を定める。

(操作の目的)

第 2 条 樋管の操作は、那珂川の洪水等の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋門の操作の方法

(洪水時等における操作)

第 3 条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、茨城県常陸大宮市野口地先の野口水位観測所において測定した那珂川の水位（以下「野口」という。）が2.50メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 那珂川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開しておくこと。
 - 二 那珂川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
 - 三 樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。
2. 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第 4 条 所長は、野口水位が2.50メートル未満のときは、ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第 5 条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において第 3 条及び第 4 条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作等の報告)

第 6 条 所長は、操作等の起因により、事故等が発生したとき又は第 5 条の操作方法の特例により操作を行ったときは、速やかに関東地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

(操作に関する記録)

第 7 条 所長は樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 第 5 条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第 8 条 所長は次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 野口水位が 2.50メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき
- 二 その他洪水等が発生するおそれがあるとき

(洪水警戒体制における措置)

第 9 条 所長は洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時等において、樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にする事。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第 10 条 所長は洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水等が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑 則

(点検及び整備)

第 11 条 所長は樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、出水期（6月から10月まで）においては、毎月2回以上、その他の時期においては毎月1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第 12 条 所長は、樋管の直上流及び直下流の水位その他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(日報等)

第 13 条 所長は樋管の管理に関する事項については、日報、月報及び年報を作成し、これらを保存するものとする。

(細 則)

第 14 条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な細則は、所長が定めるものとする。

2. 前項の事項を定めたときは、これを局長に報告するものとする。変更するときも同様とする。

附 則

1. この操作要領は、昭和56年4月1日から施行する。

樋門・樋管の操作要領

第一章 総 則 (第1条～第2条)

第二章 樋門の操作の方法 (第3条～第7条)

第三章 洪水警戒体制 (第8条～第10条)

第四章 雑 則 (第11条～第14条)

附 則

担当出張所：久慈川上流出張所

住 所：茨城県常陸大宮市南町1104-2

T E L：0295-52-0621

F A X：0295-52-0661

第一章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要領は久慈川水系久慈川、岩瀬第一排水樋管（以下「樋管」という。）の操作について、必要な事項を定める。

(操作の目的)

第 2 条 樋管の操作は、久慈川の洪水等の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋門の操作の方法

(洪水時等における操作)

第 3 条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、茨城県常陸大宮市富岡地先の富岡水位観測所において測定した久慈川の水位（以下「富岡」という。）が1.50メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 久慈川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開しておくこと。
 - 二 久慈川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
 - 三 樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。
2. 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第 4 条 所長は、富岡水位が1.50メートル未満のときは、ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第 5 条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において第 3 条及び第 4 条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作等の報告)

第 6 条 所長は、操作等の起因により、事故等が発生したとき又は第 5 条の操作方法の特例により操作を行ったときは、速やかに関東地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

(操作に関する記録)

第 7 条 所長は樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 第 5 条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第 8 条 所長は次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 富岡水位が1.50メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき
- 二 その他洪水等が発生するおそれがあるとき

(洪水警戒体制における措置)

第 9 条 所長は洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時等において、樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にする事。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第 10 条 所長は洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水等が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑 則

(点検及び整備)

第 11 条 所長は樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、出水期（6月から10月まで）においては、毎月2回以上、その他の時期においては毎月1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第 12 条 所長は、樋管の直上流及び直下流の水位その他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(日報等)

第 13 条 所長は樋管の管理に関する事項については、日報、月報及び年報を作成し、これを保存するものとする。

(細 則)

第 14 条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な細則は、所長が定めるものとする。

2. 前項の事項を定めたときは、これを局長に報告するものとする。変更するときも同様とする。

附 則

1. この操作要領は、昭和56年4月1日から施行する。



樋門・樋管の操作要領

第一章 総 則 (第1条～第2条)
第二章 樋門の操作の方法 (第3条～第7条)
第三章 洪水警戒体制 (第8条～第10条)
第四章 雑 則 (第11条～第14条)
附 則

担当出張所：久慈川上流出張所
住 所：茨城県常陸大宮市南町1104-2
T E L：0295-52-0621
F A X：0295-52-0661

第一章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要領は久慈川水系久慈川、岩瀬第二排水樋管（以下「樋管」という。）の操作について、必要な事項を定める。

(操作の目的)

第 2 条 樋管の操作は、久慈川の洪水等の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋門の操作の方法

(洪水時等における操作)

第 3 条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、茨城県常陸大宮市富岡地先の富岡水位観測所において測定した久慈川の水位（以下「富岡」という。）が2.50メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 久慈川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開しておくこと。
 - 二 久慈川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
 - 三 樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。
2. 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第 4 条 所長は、富岡水位が2.50メートル未満のときは、ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第 5 条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において第 3 条及び第 4 条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作等の報告)

第 6 条 所長は、操作等の起因により、事故等が発生したとき又は第 5 条の操作の方法の特例により操作を行ったときは、速やかに関東地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

(操作に関する記録)

第 7 条 所長は樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 第 5 条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第 8 条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 富岡水位が2.50メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき
- 二 その他洪水等が発生するおそれがあるとき

(洪水警戒体制における措置)

第 9 条 所長は洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時等において、樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にする事。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第 10 条 所長は洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水等が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑 則

(点検及び整備)

第 11 条 所長は樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、出水期（6月から10月まで）においては、毎月2回以上、その他の時期においては毎月1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第 12 条 所長は、樋管の直上流及び直下流の水位その他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(日報等)

第 13 条 所長は樋管の管理に関する事項については、日報、月報及び年報を作成し、これを保存するものとする。

(細 則)

第 14 条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な細則は、所長が定めるものとする。

2. 前項の事項を定めたときは、これを局長に報告するものとする。変更するときも同様とする。

附 則

1. この操作要領は、昭和56年4月1日から施行する。

樋門・樋管の操作要領

第一章 総 則 (第1条～第2条)

第二章 樋門の操作の方法 (第3条～第7条)

第三章 洪水警戒体制 (第8条～第10条)

第四章 雑 則 (第11条～第14条)

附 則

担当出張所：久慈川上流出張所

住 所：茨城県常陸大宮市南町1104-2

T E L：0295-52-0621

F A X：0295-52-0661

第一章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要領は久慈川水系、久慈川、根本排水樋管（以下「樋管」という。）の操作について、必要な事項を定める。

(操作の目的)

第 2 条 樋管の操作は、久慈川の洪水等の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋門の操作の方法

(洪水時等における操作)

第 3 条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、茨城県常陸大宮市富岡地先の富岡水位観測所において測定した久慈川の水位（以下「富岡」という。）が1.50メートル以上であるときは、次の各号に定めるところより樋管を操作するものとする。

- 一 久慈川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開しておくこと。
 - 二 久慈川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
 - 三 樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。
2. 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第 4 条 所長は、富岡水位が1.50メートル未満のときは、ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第 5 条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において第 3 条及び第 4 条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作等の報告)

第 6 条 所長は、操作等の起因により、事故等が発生したとき又は第 5 条の操作方法の特例により操作を行ったときは、速やかに関東地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

(操作に関する記録)

第 7 条 所長は樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 第 5 条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第 8 条 所長は次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 富岡水位が1.50メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき
- 二 その他洪水等が発生するおそれがあるとき

(洪水警戒体制における措置)

第 9 条 所長は洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時等において、樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にする事。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第 10 条 所長は洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水等が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑 則

(点検及び整備)

第 11 条 所長は樋管及び通管を操作するため必要な機械、器具等については、出水期（6月から10月まで）においては、毎月2回以上、その他の時期においては毎月1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第 12 条 所長は、樋管の直上流及び直下流の水位その他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(日報等)

第 13 条 所長は樋管の管理に関する事項については、日報、月報及び年報を作成し、これを保存するものとする。

(細 則)

第 14 条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な細則は、所長が定めるものとする。

2. 前項の事項を定めたときは、これを局長に報告するものとする。変更するときも同様とする。

附 則

1. この操作要領は、昭和56年4月1日から施行する。

樋門・樋管の操作要領

第一章 総 則 (第1条～第2条)

第二章 樋門の操作の方法 (第3条～第7条)

第三章 洪水警戒体制 (第8条～第10条)

第四章 雑 則 (第11条～第14条)

附 則

担当出張所：久慈川上流出張所

住 所：茨城県常陸大宮市南町1104-2

T E L：0295-52-0621

F A X：0295-52-0661

第一章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要領は久慈川水系、久慈川、宇留野排水樋管（以下「樋管」という。）の操作について、必要な事項を定める。

(操作の目的)

第 2 条 樋管の操作は、久慈川の洪水等の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋門の操作の方法

(洪水時等における操作)

第 3 条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、茨城県常陸大宮市富岡地先の富岡水位観測所において測定した久慈川の水位（以下「富岡」という。）が2.50メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 久慈川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開しておくこと。
 - 二 久慈川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
 - 三 樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。
2. 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第 4 条 所長は、富岡水位が2.50メートル未満のときは、ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第 5 条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において第 3 条及び第 4 条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作等の報告)

第 6 条 所長は、操作等の起因により、事故等が発生したとき又は第 5 条の操作方法の特例により操作を行ったときは、速やかに関東地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

(操作に関する記録)

第 7 条 所長は樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 第 5 条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第 8 条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 富岡水位が 2.50メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき
- 二 その他洪水等が発生するおそれがあるとき

(洪水警戒体制における措置)

第 9 条 所長は洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時等において、樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にする事。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第 10 条 所長は洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水等が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑 則

(点検及び整備)

第 11 条 所長は樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、出水期（6月から10月まで）においては、毎月2回以上、その他の時期においては毎月1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第 12 条 所長は、樋管の直上流及び直下流の水位その他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(日報等)

第 13 条 所長は樋管の管理に関する事項については、日報、月報及び年報を作成し、これを保存するものとする。

(細 則)

第 14 条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な細則は、所長が定めるものとする。

2. 前項の事項を定めたときは、これを局長に報告するものとする。変更するときも同様とする。

附 則

1. この操作要領は、昭和56年4月1日から施行する。

樋門・樋管の操作要領

目次

第一章	総 則	(第1条、第2条)
第二章	樋管の操作方法等	(第3条～第6条)
第三章	洪水警戒体制	(第7条～第9条)
第四章	雑 則	(第10条～第13条)
	附 則	

担当出張所：久慈川上流出張所

住 所：茨城県常陸大宮市南町 1104-2

T E L : 0 2 9 5 - 5 2 - 0 6 2 1

F A X : 0 2 9 5 - 5 2 - 0 6 6 1

第一章 総則

(趣旨)

第1条 久慈川水系久慈川、辰ノ口排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋管の操作は、久慈川の洪水の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋門の操作方法等

(洪水時の操作の方法)

第3条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の川表量水標において測定した久慈川の水位（標高24.44メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）がマイナス0.10メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 久慈川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開にしておくものとする。
- 二 久慈川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管ゲートを全閉にするものとする。
- 三 前号により樋管ゲートを全閉にしている場合において、樋管の川裏量水標において測定した雑排水路の水位（標高24.44メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川裏水位」という。）が川表水位より高くなったときは、これを全開にするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、川表水位がマイナス0.10メートル未満であるときは、樋管ゲートを全開にしておくものとする。

(操作方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、第3条及び第4条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は、樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

なお、記録は原則として別表1に定める様式に記載するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第7条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 富岡水位観測所において測定した久慈川の水位（標高16.871メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「久慈川水位」という。）が0.90メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるとき。
- 二 その他洪水が発生するおそれのあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
なお、関係機関は別表2のとおりとする。
- 四 その他樋管の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 所長は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

(点検及び整備)

第10条 所長は、樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、「河川管理施設等点検実施要領（案）」（平成元年3月31日付け、建関河管第32号、建関機第35号）により点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第11条 所長は、久慈川その他樋管を操作するために必要な事項を毎正時に観測するものとする。

(記録)

第12条 所長は、第6条に掲げるもののほか、樋管の維持管理に関する事項について、記録及び保存を行うものとする。

(所長への委任)

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この操作要領は、平成13年6月19日から施行する。

樋門・樋管の操作要領

担当出張所：久慈川上流出張所

住 所：茨城県常陸大宮市南町 1104-2

T E L : 0 2 9 5 - 5 2 - 0 6 2 1

F A X : 0 2 9 5 - 5 2 - 0 6 6 1

第1章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 茨城県常陸大宮市辰ノ口地先久慈川水系久慈川辰ノ口第二排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第 2 条 樋管の操作は、久慈川の洪水の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第2章 樋管の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第 3 条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の川表量水標（T. P. + 26.70メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）が、0.0メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 久慈川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開しておくこと。
- 二 久慈川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
- 三 前号より樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の川裏量水標において測定した雑排水路の水位（T. P + 26.700メートルを零点とした量水標の水位をいい、以下「川裏水位」と言う。）が川表水位より高くなったときは、これを全開すること。

(平水時における操作の方法)

第 4 条 所長は、川表水位が 0.0メートル未満のときは、樋管を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第 5 条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要と認められる限度において、前 2 条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第 6 条 所長は、樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 前条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第 3 章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第 7 条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 茨城県常陸大宮市富岡地先の富岡水位観測所において測定した久慈川の水位 (T.P +16.871メートルを零点とした量水標の水位をいい、以下「久慈川水位」という。) が、1.50メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- 二 その他洪水等が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第 8 条 所長は洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において、樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

四 その他の樋管の管理上必要な措置とること。

(洪水警戒体制の解除)

第 9 条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生する恐れがなくなつたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第 4 章 雑 則

(点検及び整備)

第 10 条 所長は、樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、毎月 1 回以上、「河川管理施設等点検実施要領（案）」（平成元年 3 月 3 1 日建関河管 3 2 号、建関機第 3 5 号）により点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第 11 条 所長は、久慈川水位その他の樋管を操作するため必要な事項を毎正時に観測するものとする

(記 録)

第 12 条 所長は、第 6 条に掲げるもののほか樋管の管理に関する事項について、記録し、これを保存を行うものとする。

(局長への委任)

第 13 条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定める。

附 則

この操作要領は、平成 9 年 1 0 月 7 日から施行する。

樋門・樋管の操作要領（案）

目次

第一章 総 則 (第1条、第2条)
 第二章 樋管の操作方法等 (第3条～第6条)
 第三章 洪水警戒体制 (第7条～第9条)
 第四章 雑 則 (第10条～第13条)
 附 則

担当出張所：久慈川上流出張所
 住 所：茨城県常陸大宮市南町 1104-2
 T E L：0295-52-0621
 F A X：0295-52-0661

第一章 総則

(趣旨)

第1条 久慈川水系玉川、玉川排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋管の操作は、玉川の洪水の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋管の操作方法等

(洪水時の操作の方法)

第3条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の川表量水標において測定した玉川の水位（標高10.10メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）が2.00メートル以上であり、さらに上昇するおそれがあるときは、各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 玉川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開にしておくものとする。
- 二 玉川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管ゲートを全閉にするものとする。
- 三 前号により樋管ゲートを全閉にしている場合において、樋管の川裏量水標（標高10.10メートルを零点とした量水標の水位をいい、以下「川裏水位」という。）において測定した雑排水路の水位が川表水位より高くなったときは、これを全開にするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、川表水位が2.00メートル未満であるときは、樋管ゲートを全開にしておくものとする。

(操作方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は、樋管を操作したときは、以下の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

なお、記録は原則として別表1に定める様式に記載するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

（洪水警戒体制の実施）

第7条 所長は、各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 富岡水位観測所において測定した久慈川の水位（標高16、769メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「久慈川水位」という。）が0.70メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるとき。
- 二 その他洪水が発生するおそれのあるとき。

（洪水警戒体制における措置）

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他樋管の管理上必要な措置をとること。

（洪水警戒体制の解除）

第9条 所長は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

（点検及び整備）

第10条 所長は、樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等については、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（観測）

第11条 所長は、局長が定めるところにより、川表水位、川裏水位、久慈川水位その他樋管を操作するために必要な事項を毎正時に観測するものとする。

（記録）

第12条 所長は、第6条に掲げるもののほか、樋管の管理に関する事項については、局長の定めるところにより記録を作成し、これを保存するものとする。

（所長への委任）

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この操作要領は、平成 年 月 日から施行する。

樋門・樋管の操作要領（案）

目次

第一章 総 則 (第1条、第2条)
第二章 樋管の操作方法等 (第3条～第6条)
第三章 洪水警戒体制 (第7条～第9条)
第四章 雑 則 (第10条～第13条)
附 則

担当出張所：久慈川上流出張所
住 所：茨城県常陸大宮市南町1104-2
T E L：0295-52-0621
F A X：0295-52-0661

第一章 総則

(趣旨)

第1条 久慈川水系玉川、玉川第三排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋管の操作は、玉川の洪水の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋管の操作方法等

(洪水時の操作の方法)

第3条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の川表量水標において測定した玉川の水位（標高10.80メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）が2.40メートル以上であり、さらに上昇するおそれがあるときは、各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 玉川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開にしておくものとする。
- 二 玉川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管ゲートを全閉にするものとする。
- 三 前号により樋管ゲートを全閉にしている場合において、樋管の川裏量水標（標高10.80メートルを零点とした量水標の水位をいい、以下「川裏水位」という。）において測定した雑排水路の水位が川表水位より高くなったときは、これを全開にするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、川表水位が2.40メートル未満であるときは、樋管ゲートを全開にしておくものとする。

(操作方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は、樋管を操作したときは、以下の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

なお、記録は原則として別表1に定める様式に記載するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

（洪水警戒体制の実施）

第7条 所長は、各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 富岡水位観測所において測定した久慈川の水位（標高16.769メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「久慈川水位」という。）が1.70メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるとき。
- 二 その他洪水が発生するおそれのあるとき。

（洪水警戒体制における措置）

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他樋管の管理上必要な措置をとること。

（洪水警戒体制の解除）

第9条 所長は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

（点検及び整備）

第10条 所長は、樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等については、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（観測）

第11条 所長は、局長が定めるところにより、川表水位、川裏水位、久慈川水位その他樋管を操作するために必要な事項を毎正時に観測するものとする。

（記録）

第12条 所長は、第6条に掲げるもののほか、樋管の管理に関する事項については、局長の定めるところにより記録を作成し、これを保存するものとする。

（所長への委任）

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この操作要領は、平成 年 月 日から施行する。

樋門・樋管の操作要領（案）

目次

第一章	総 則	(第1条、第2条)
第二章	樋管の操作方法等	(第3条～第6条)
第三章	洪水警戒体制	(第7条～第9条)
第四章	雑 則	(第10条～第13条)
	附 則	

担当出張所：久慈川上流出張所
住 所：茨城県常陸大宮市南町 1104-2
T E L：0295-52-0621
F A X：0295-52-0661

第一章 総則

(趣旨)

第1条 久慈川水系玉川、玉川第二排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋管の操作は、玉川の洪水の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋管の操作方法等

(洪水時の操作の方法)

第3条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の川表量水標において測定した玉川の水位（標高11.90メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）が1.90メートル以上であり、さらに上昇するおそれがあるときは、各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 玉川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開にしておくものとする。
- 二 玉川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管ゲートを全閉にするものとする。
- 三 前号により樋管ゲートを全閉にしている場合において、樋管の川裏量水標（標高11.90メートルを零点とした量水標の水位をいい、以下「川裏水位」という。）において測定した雑排水路の水位が川表水位より高くなったときは、これを全開にするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、川表水位が1.90メートル未満であるときは、樋管ゲートを全開にしておくものとする。

(操作方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は、樋管を操作したときは、以下の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

なお、記録は原則として別表1に定める様式に記載するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

（洪水警戒体制の実施）

第7条 所長は、各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 富岡水位観測所において測定した久慈川の水位（標高16.769メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「久慈川水位」という。）が2.30メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるとき。
- 二 その他洪水が発生するおそれのあるとき。

（洪水警戒体制における措置）

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
なお、関係機関は別表2のとおりとする。
- 四 その他樋管の管理上必要な措置をとること。

（洪水警戒体制の解除）

第9条 所長は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

（点検及び整備）

第10条 所長は、樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等については、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（観測）

第11条 所長は、局長が定めるところにより、川表水位、川裏水位、久慈川水位その他樋管を操作するために必要な事項を毎正時に観測するものとする。

（記録）

第12条 所長は、第6条に掲げるもののほか、樋管の管理に関する事項については、局長の定めるところにより記録を作成し、これを保存するものとする。

（所長への委任）

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この操作要領は、平成 年 月 日から施行する。

樋門・樋管の操作要領（案）

目次

第一章 総 則 (第1条、第2条)
第二章 樋管の操作方法等 (第3条～第6条)
第三章 洪水警戒体制 (第7条～第9条)
第四章 雑 則 (第10条～第13条)
附 則

担当出張所：久慈川上流出張所
住 所：茨城県常陸大宮市南町1104-2
T E L：0295-52-0621
F A X：0295-52-0661

第一章 総則

(趣旨)

第1条 久慈川水系玉川、玉川第四排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋管の操作は、玉川の洪水の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋管の操作方法等

(洪水時の操作の方法)

第3条 常陸河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の川表量水標において測定した玉川の水位（標高13.39メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）が1.30メートル以上であり、さらに上昇するおそれがあるときは、各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 玉川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開にしておくものとする。
- 二 玉川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管ゲートを全閉にするものとする。
- 三 前号により樋管ゲートを全閉にしている場合において、樋管の川裏量水標（標高13.39メートルを零点とした量水標の水位をいい、以下「川裏水位」という。）において測定した雑排水路の水位が川表水位より高くなったときは、これを全開にするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、川表水位が1.30メートル未満であるときは、樋管ゲートを全開にしておくものとする。

(操作方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は、樋管を操作したときは、以下の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

なお、記録は原則として別表1に定める様式に記載するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

（洪水警戒体制の実施）

第7条 所長は、各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 富岡水位観測所において測定した久慈川の水位（標高16.769メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「久慈川水位」という。）が2.70メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるとき。
- 二 その他洪水が発生するおそれのあるとき。

（洪水警戒体制における措置）

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
なお、関係機関は別表2のとおりとする。
- 四 その他樋管の管理上必要な措置をとること。

（洪水警戒体制の解除）

第9条 所長は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

（点検及び整備）

第10条 所長は、樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等については、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（観測）

第11条 所長は、局長が定めるところにより、川表水位、川裏水位、久慈川水位その他樋管を操作するために必要な事項を毎正時に観測するものとする。

（記録）

第12条 所長は、第6条に掲げるもののほか、樋管の管理に関する事項については、局長の定めるところにより記録を作成し、これを保存するものとする。

（所長への委任）

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この操作要領は、平成 年 月 日から施行する。